

平成20年6月4日

株主各位

東京都中央区銀座二丁目10番6号

中越パルプ工業株式会社

代表取締役社長 長岡 剣太郎

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月26日(木曜日)午前10時

2. 場 所 富山県高岡市丸の内1の40 高岡商工ビル 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第92期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

お願い

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.chuetsu-pulp.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

お詫びとご報告

中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長 長岡 剣太郎

株主の皆さんには、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。
平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

通常のご報告に先立ちまして、昨年当社高岡工場・能町において発生した4号回収ボイラーの火災、また高岡工場・能町と川内工場のボイラー操業における大気汚染防止法に係る基準値超過、さらに本年1月に明らかになった当社古紙パルプ配合製品および非木材パルプ配合製品における公称配合率と実際配合率との乖離の事実という一連の大きな問題の発生により、会社の信頼を損なわせたことは痛恨の極みであり、株主の皆さんをはじめ、消費者ならびにお取引先の皆さん等、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けし、衷心よりお詫び申し上げます。

今回の一連の問題に関する詳細につきましてご報告申し上げます。

高岡工場・能町のボイラーファン火災について

□ 経緯

平成19年7月7日、高岡工場・能町におきまして、木材チップを蒸解する際に発生する黒液（抽出液）をバイオマス燃料として利用している4号回収ボイラーの炉底に亀裂が生じ、炉内の燃焼残渣（ざんさ）が流出して、付近の電線ケーブルを焼損する火災が発生いたしました。

この火災により4号回収ボイラーが稼働できず、一部生産を停止せざるを得ませんでしたが、7月24日に安全対策の確認・実施後、運転を再開いたしました。

□ 対策

今後、点検時における炉底内検査を徹底するとともに、パトロールの強化を実施し、災害の発生を未然に防いでまいります。また自衛消防組織による防災体制の充実を図り、万が一の災害発生時においても、被害の拡散防止や早急な回復が図れるように努めます。

高岡工場・能町と川内工場のボイラー操業における 大気汚染防止法に係る基準値超過について

□ 経緯

平成19年7月2日以降、一部の業界他社においてボイラー操業に関連した大気汚染防止法に係る法令違反が発生したとの報道を受け、当社は直ちにばい煙発生施設調査本部を設置し、高岡工場・能町、高岡工場・二塚、川内工場で過去3年間のNOx(窒素酸化物)、SOx(硫黄酸化物)、ばいじんの排出状況を内部調査するとともに、速やかに県、市、産業保安監督署等の関係機関に調査結果を報告いたしました。

その調査結果に基づき、関係機関による立入調査とデータの確認作業が行われた結果、高岡工場・能町および川内工場において過去、排出基準値を超過していた事実が判明いたしました。

□ 再発防止対策

役職員の法令順守に対する意識改革を行うとともに、管理手順・操業体制を見直し、監査体制の一層の強化を図ることによって、関係機関への報告体制の充実と再発防止に向けた活動を強化・推進していくことといたしました。

古紙パルプおよび非木材パルプを配合した紙製品に係る配合率乖離について

□ 経緯

当社の再生紙全般について、公称古紙パルプ配合率と実際の配合率が乖離している事実が判明いたしました。

内部統制委員会において再発防止対策の検討を行うとともに、社内に「古紙配合率調査委員会」を設置して、原因究明の調査を実施いたしました。また、非木材パルプを配合した製品につきましても調査を実施した結果、公称配合率と実際の配合率が乖離している製品の製造販売を行っていた事実が判明いたしました。

□ 乖離の原因

社内ルールでは、新規製品は「品質検討書」によってお客様のご要望に対応することとしておりますが、その検討の結果、所定の古紙パルプ配合率ではご要望の品質が確保できないとされた場合でも、販売シェア維持のため古紙パ

ルプの配合率が乖離したまま生産しておりました。また営業部内においても、乖離の事実を認識しながら販売を優先した旨の確認をいたしました。

□ 今後の再発防止体制の確立

今後は、古紙パルプおよび非木材パルプの配合製品生産報告書、当該パルプ原料の受払報告書の作成を制度化し、毎月検証を行う体制を整備し、コンプライアンスに関する内部監査により検証することといたしました。

このような事態を二度と発生させぬよう、品質の検討、製品登録、生産開始までの社内手続きを整備するとともに、検討結果が記録に残る体制といたしました。また、当該製品の生産にあたって、お客様に保証した所定の配合率が達成できない場合は、生産を中止する等の操業標準を新たに作成いたしました。

加えて、日本製紙連合会の「古紙配合率問題検討委員会」において制度化されました、「古紙パルプ等配合率検証制度」等により、当社の管理体制の強化を図ってまいります。

皆さまへの誓い

株主の皆さまをはじめ、環境問題に高い意識を持たれ、日頃から紙のリサイクルにご尽力をいただいております消費者の皆さま、お取引先さま等、当社を取り巻くステークホルダーの皆さまに混乱を招いたことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。

経営理念の第一義にコンプライアンスに徹するとお約束しながらも、当社におけるコンプライアンス体制がいかに機能していなかったかということを猛省し、経営の意識改革からはじめ、再びご信頼いただけるよう経営理念の実現を目指し、グループを挙げて実効あるコンプライアンス体制の再構築を誓います。

また、現在推進中の古紙利用量の更なる拡大、竹の有効利用、国内未利用材の積極調達、植林事業の拡大推進と森林保全、CO₂排出量の削減による地球温暖化防止等の社会貢献もCSR(企業の社会的責任)の一環として、一層推し進めてまいりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

以上

(添付書類)

事業報告 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 企業集団および当社の現況

(1) 企業集団の主要な事業内容

区分	主要な事業内容
紙・パルプ及び紙製品製造事業	一般洋紙、包装用紙、特殊紙、板紙及び加工品、パルプ、紙袋、紙管、段ボール、紙製品等の製造、加工並びに販売
その他の事業	造林・綠化事業及び木材チップ、薬品の製造並びに販売、運送業、建設業、倉庫業、不動産管理等

(2) 企業集団の主要な営業所および工場 (平成20年3月31日現在)

当社	本社	東京都中央区
	支社・営業所・事業所	大阪営業支社（大阪市西区） 名古屋営業所（名古屋市中区） 福岡営業所（福岡市博多区） 千葉事業所（千葉県香取郡神崎町）
	工場	川内工場（鹿児島県薩摩川内市） 高岡工場・能町（富山県高岡市） 高岡工場・二塚（富山県高岡市）
	中越パッケージ株式会社	本社：東京都中央区 東京工場（埼玉県上尾市） 鹿児島工場（鹿児島県薩摩川内市） ほか6工場、2営業所
子会社	その他	株式会社文運堂（東京都） 三善製紙株式会社（石川県） 中越物産株式会社（鹿児島県） 北陸流通株式会社（富山県）

(3) 当社の株式の状況（平成20年3月31日現在）

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 450,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 116,654,883株 |
| | (自己株式128,825株含む) |
| ③ 当期末株主数 | 11,659名（対前期末比567名の減） |

(4) 企業集団の従業員の状況（平成20年3月31日現在）

- ① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ及び紙製品製造事業	1,133名	93名減
その他の事業	672名	43名減
合計	1,805名	136名減

- ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
819名	49名減	35.6才	14.6年

2. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰による原材料価格の上昇、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱から、急速に進んだ世界的ドル安、株価の大幅な下落が進行し、国内景気に減速感がただよってきております。

このような状況の中で、当社グループは、主原料である木材チップ、古紙、さらに重油等といった原燃料価格の異常な高騰、いわゆる「資源ショック」に見舞われながらも、「収益倍増計画」の総仕上げの年にあたり、製品の拡販と適正な販売価格の回復、子会社の再編、能町工場と二塚工場の高岡工場への統合、重油使用量の削減対策をはじめとするコストダウン等、果敢に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は113,325百万円と前期に比し0.3%の増収となりました。損益は、営業利益で3,371百万円と前期に比し89.5%の増益、経常利益では2,821百万円と前期に比し約2倍、102.1%の大幅な増益となりました。

各事業部門別売上高の状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	紙・パルプ及び 紙製品製造事業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
売上高 外部顧客に対する売上高	108,771	4,553	113,325	—	113,325
セグメント間の内部売上高又は振替高	137	18,190	18,328	(18,328)	—
計	108,909	22,744	131,653	(18,328)	113,325
営業費用	106,023	22,363	128,387	(18,432)	109,954
営業利益	2,885	380	3,266	104	3,371

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

○紙・パルプおよび紙製品製造事業

売上高につきましては、108,771百万円と前期に比し1.0%の増収となりました。

これは平成19年7月、高岡工場・能町におきまして発生しました4号回収ボイラーフ火災の影響による減産により、販売数量減となりましたが、昨年来取り組んでまいりました製品価格の修正が浸透したことによるものです。

品種別の状況は、次のとおりであります。

- 一般洋紙

新聞用紙の販売は、発行部数の減少および広告出稿低迷により、前期に比し減少いたしました。

印刷用紙の販売はチラシ、カタログなどの商業印刷向けを中心とした製品が好調に推移し、販売増となりました。また、上質紙、塗工紙は価格修正が浸透いたしました。

- 包装用紙

包装用紙は、工場の減産の影響もあって販売数量は減少いたしましたが、価格修正が浸透いたしました。

- 特殊紙・板紙および加工品等

壁紙や高級板紙等、新規需要の開拓・拡販に努めた結果、販売量、売上高ともに增加いたしました。

○その他の事業

その他の事業につきましては、売上高は4,553百万円と前期に比し、13.0%の減収となりました。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ全体の資金調達の一元化による資金効率化を図り、財務体質の強化を推進しております。

当期の設備投資等の所要資金は、自己資金、借入金にて充当いたしました。

(単位：百万円)

区分	第92期(当期末)	第91期(前期末)	増減
短期借入金	36,372	33,880	2,492
長期借入金	21,335	24,637	△ 3,302
社債	6,000	6,000	—
合計	63,707	64,517	△ 810

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は9,931百万円となりました。主な設備投資は次のとおりで、その他品質改善、省力化、生産性向上および環境改善のための工事を行っております。

① 当期中に完成した主要設備

高岡工場・能町 N 1 マシン品質改善対策工事
川内工場 排水処理設備能力増強工事

② 当期継続中の主要設備

高岡工場・能町 木質燃料ボイラー設置工事

3. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況 (平成20年3月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
三善製紙株式会社	102 百万円	100.0 %	洋紙の製造及び販売
中越パッケージ株式会社	194	50.1	紙袋・紙管・段ボール等の製造及び販売
株式会社文運堂	96	44.6	紙製品の製造及び販売
北陸流通株式会社	30	67.7	運送業及び建設業
北陸紙工株式会社	25	58.0	紙加工業、紙管加工
中越テクノ株式会社	20	37.5	各種計器機械類の設計施工及び修理
中越緑化株式会社	58	84.5	造林緑化事業、木材チップ製造、薬品の製造及び販売
中越物産株式会社	50	59.9	運送業、造林緑化事業、薬品の製造及び販売
鹿児島興産株式会社	65	43.1	紙加工業
共友商事株式会社	10	23.9	保険代理業
共同エステート株式会社	40	14.0	不動産管理

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(2) 企業結合の経過および成果

当期におきましては、鹿児島機工(株)(連結子会社)は北陸エンジニアリング(株)(連結子会社・中越テクノ(株)に改称)と、九州流通(株)(連結子会社)は中越物産(株)(連結子会社)と合併しております。なお、前期まで連結子会社であった九州板紙(株)は、平成20年3月31日をもって解散いたしておりますので、連結子会社は、11社(前期14社)になっております。

また、平成20年4月1日、北陸流通(株)(連結子会社)は北陸紙工(株)(連結子会社・中越ロジスティクス(株)に改称)と合併いたしました。

なお、上記取引に関しましては、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

4. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第92期(当期) (平成19年4月1日) (平成20年3月31日)	第91期 (平成18年4月1日) (平成19年3月31日)	第90期 (平成17年4月1日) (平成18年3月31日)	第89期 (平成16年4月1日) (平成17年3月31日)
売上高(百万円)	113,325	112,942	111,034	110,603
経常利益(百万円)	2,821	1,395	1,264	3,551
当期純利益(百万円)	1,254	△ 1,773	302	1,538
1株当たり当期純利益(円)	10.77	△ 15.40	2.65	12.82
純資産(百万円)	51,141	51,807	54,010	51,544
総資産(百万円)	147,058	154,882	158,790	156,480

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

第89期は、景気回復に伴う商業印刷向け用紙の需要増やアテネ五輪、地球博などの広告出稿増等により、堅調に推移いたしましたが、原燃料価格の高騰などコストアップ要因が顕著となり売上高では若干増加いたしましたが、経常利益、当期純利益とも前期を下回りました。

第90期は、国内景気の回復に支えられ需給は堅調に推移いたしましたが、重油の高騰をはじめ諸原材料の高騰が予想を超え、加えて紙パルプ業界の競争激化も加わり、コストアップを価格に転嫁できず、経常利益、当期純利益とも前期を下回りました。

第91期は、国内景気は緩やかな回復基調を継続しておりましたが、高騰を続ける原燃料価格の影響を大きく受けるなか、拡販と販売価格の維持・回復に努めるとともに、コスト低減に取り組んだ結果、売上高、経常利益は前期を上回りました。しかしながら早期退職支援制度に伴う多額の特別退職金を計上した結果、当期純損失となりました。

第92期（当期）は、前記「2.(1) 事業の経過およびその成果」に記載しましたとおりであります。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第92期(当期) (平成19年4月1日) (平成20年3月31日)	第91期 (平成18年4月1日) (平成19年3月31日)	第90期 (平成17年4月1日) (平成18年3月31日)	第89期 (平成16年4月1日) (平成17年3月31日)
売上高(百万円)	96,348	94,333	92,335	93,519
経常利益(百万円)	1,978	814	384	2,714
当期純利益(百万円)	1,080	△ 2,135	14	1,356
1株当たり当期純利益(円)	9.28	△ 18.32	0.13	11.12
純資産(百万円)	48,200	48,808	52,282	51,807
総資産(百万円)	135,171	140,237	145,778	143,603

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

5. 対処すべき課題

(1) 会社の基本方針

当社グループは、永続的発展のため、ひたむきに人を大切にしたものづくりに努め、国際競争を勝ち抜く、強い企業創りを目指しています。

その実現のため、経営理念に“愛され信頼される企業に”を第一に掲げ、コンプライアンスに徹し、真摯で誠実な企業活動を旨として、品質第一主義と弛まざる技術革新で顧客満足を希求するとともに、地域社会との共生共栄を図ってまいります。さらに企業の社会的責任の視点に立って、環境と社会に貢献し、向上心あふれる働きがいのある会社づくりに励み企業価値を高めてまいります。

(2) 会社の持続的発展のための取り組み

当社グループは「収益倍増計画」を推進し、効果を發揮してまいりましたが、想定を上回る原燃料価格の高騰により、当初の収益目標達成に至っておりません。今後予想されるさらに厳しい経営環境のもとで、持続可能な企業として発展するため、製品販売価格の見直しを図り、適正な収益の確保に努めてまいります。また、コスト削減には限界はないものと考え、安価な代替原料・燃料への切り替え、設備改善によるオイルレス操業の推進、現場力強化による安定操業と生産効率の向上を図り、聖域なきコスト構造改革を実施してまいります。

また、本年度は本社機能を高岡工場に統合することにより、機能的かつ効率的な本社工場を構築し、企業グループ経営の強化に向けた新たな取り組みを推進してまいります。

(3) コンプライアンスの取り組み

本年4月25日付けにて、公正取引委員会の排除命令を受けました。これは当社が製造したコピー用紙「レジーナPPC100」の包装紙、商品ラベル、箱に「100%再生紙」「古紙パルプ100%」と表示していたことが、事実と異なっており、このことが「一般消費者の皆さまに対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである」との裁定によるものです。

既に新聞、ホームページにて発表いたしましたとおり、当該製品は本年1月に販売を中止しております。

今後は、グループを含めた全社的なコンプライアンス教育の徹底を図るとともに、内部統制システムが実効的に機能するコーポレート・ガバナンス体制の再構築に向けて真摯に取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆さまのご期待に添うべく努力をいたす所存でございますので、格別のご理解と一層のご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

6. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成20年3月31日現在)

代表取締役社長 長岡剣太郎
専務取締役 竹下 賢二
(営業本部・技術部・千葉事業所担当)
常務取締役 原田 正文
(企画管理部・総務人事部・原材料部・内部監査室担当)
常務取締役 成毛 康夫
(営業本部長)
常任監査役 室谷 照男
(常勤)
監査役 今野 昭昌
(社外監査役 弁護士)
監査役 平戸 恭一
(社外監査役 日本紙パルプ商事株式会社代表取締役会長)

(注) 1. 当期中の役付監査役の異動

(1) 平成19年6月28日就任

常任監査役 室谷 照男

(2) 平成19年6月28日退任

常任監査役 永渕 宗雄

2. 常任監査役 室谷照男氏は、財務および会計ならびに総務人事等の職歴をとおして、事業全般に関する幅広い相当の知見を有し、監査役にふさわしい知識と経験を具えるものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役	4	108,495
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	28,708 (13,500)
合計	7	137,203

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼職状況

地 位	氏 名	兼職先会社名	兼職内容
社外監査役	今野 昭昌	—	—
社外監査役	平戸 恭一	日本紙パルプ商事株式会社	代表取締役会長

(注) 社外監査役平戸恭一氏は、日本紙パルプ商事株式会社の代表取締役会長であり、日本紙パルプ商事株式会社と当社の間には紙等の取引があります。取引は、日本紙パルプ商事株式会社の代表として行った取引であり、当社と関連を有しない取引先と同様の一般的な取引条件で行っております。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況の内容
		取締役会	監査役会	
社外監査役	今野 昭昌	14回開催 うち14回出席 出席率100%	13回開催 うち13回出席 出席率100%	取締役会においては、弁護士としての法的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。監査役会においては、弁護士としての専門的見地から適宜質問をするとともに、監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っております。
社外監査役	平戸 恭一	14回開催 うち13回出席 出席率93%	13回開催 うち12回出席 出席率92%	取締役会においては、企業経営と当事業における豊富な経験と知識から、当社とは利害関係の無い立場で当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。監査役会においては、コーポレート・ガバナンスおよび豊富な経営者としての観点から、適切な助言をするとともに、監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っております。

③不当または不正な業務の執行の予防のために行った行為および発生後の対応

昨年7月のばい煙排出基準値超過、本年1月には当社再生紙全般について、公称古紙パルプ配合率と実際の配合率が乖離していることが判明いたしました。

社外監査役である今野昭昌氏および平戸恭一氏は当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会、監査役会の場において、法的知識や会社経営の経験から、コンプライアンス体制の推進、CSR（企業の社会的責任）体制の構築の重要性について注意を喚起するなどの発言を行っておりました。

また、これらの事実の判明後は、事実関係の確認や、内部統制機能の強化および実効あるコンプライアンス体制の見直しについての助言を行いました。

7. 大株主およびその持株数の状況 (平成20年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数
王子製紙株式会社	10,539 千株
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,335
日本紙パルプ商事株式会社	6,065
株式会社北陸銀行	5,735
新生紙パルプ商事株式会社	5,038
国際紙パルプ商事株式会社	4,759
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	4,183
株式会社みずほコーポレート銀行	4,013
農林中央金庫	4,013
株式会社損害保険ジャパン	2,511

(注) 千株未満は切り捨てて表示しております。

8. 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	9,575 百万円
農林中央金庫	9,353
株式会社北陸銀行	6,327
株式会社あおぞら銀行	6,199
日本政策投資銀行	2,480

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

9. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額 26,400千円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26,400千円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務報告に係る内部統制の体制構築等に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社都合の他、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任を検討する方針であります。

10. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不斷の努力によって倫理観を持った透明なコーポレート・ガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えております。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図ってまいります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、取締役の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令順守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。

監査役は、取締役会に出席して意見を表明するだけでなく、隨時、経営トップをはじめ全取締役および使用人に対しヒアリング等行うことができる。これによって取締役の意思決定の適法性を検証し、監査機能の有効性および実効性を保証するものとする。

内部監査室は、当社およびグループ全体の運営に関しその遂行状況について、監査する権限を持ち、独自の立場で客観的にリスクの評価および業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。

当社は、グループ会社を含む従業員が利用できる「内部通報窓口」ならびに「目安箱」を設置し、法令順守のみならず、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレート・ガバナンスの確立を目指した体制を整えており、経営トップおよび全取締役ならびにグループ会社全従業員は、実効性のある内部統制システムの構築に継続して真摯に取り組んで行くこととする。

そのため、経営理念にコンプライアンスの徹底を第一義とし、その実現に向けた指針としてグループ企業行動憲章において全役職員がとるべき具体的行動を示している。特にコンプライアンスと企業倫理の観点からは、反社会的勢力に屈しない断固たる態度を貫くことを宣言しており、総務担当部門が中心となって警察等関係機関と連携を取りながら毅然とした対応を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の業務分掌規程に定める取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、官公庁への届出書類、稟議書、通達ならびに情報等については、文書管理規程に従い文書または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。

取締役および監査役は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて閲覧することができる。

また、IT化の進展による情報管理の複雑化に伴い、セキュリティ管理の徹底を図るため情報セキュリティポリシーを定め全役職員に適用した。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の確立を図るため、内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、経営トップと全取締役は、営業上のリスクをはじめ財務、情報セキュリティ、投資、製造、環境、法務、労務、購買といったそれぞれの部署において起こりうるリスクの監視、発見にあたるものとする。

また、これらリスクの発生を未然に防ぐ態勢を強化するとともに、発生したりスクに適切に対応できるようラインを通じて管理の徹底を図ることとする。

内部統制委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会で報告または審議を行い、その結果については、監査役会にて報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客觀性を高めるために社外監査役を2名置き、幅広い見識と先見力で経営の監視を受けている。

業務執行のマネジメントにおいて重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。

日常の職務遂行については、職務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行うものとする。

取締役会は、当社および当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の経営トップと全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

企画管理担当取締役は、グループの事業に関して責任を負う統括部門の責任者

であり、個別企業の独立性を尊重しながらも、常に業務プロセスに関する法令順守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行うものとする。

当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれ業務の執行にあたり、その適正を確保するための内部統制を確立する権限と責任を有しており、監査役は、独自にまたは会計監査人と共同して当社および当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について内部監査を行い、その結果を監査役会で報告し、改善等の指導を行うものとする。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、その業務の遂行に必要なことがあれば常時、役員、使用人等に対して必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。

また、監査役会は、財務部門から報告を受けるとともに会計監査人と期中協議を行い、会計面でアドバイスを受けている。

このようなことから監査役は、果たすべき監査業務を遂行しており、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他の監査役会運営に関する事務など監査役を補助する役割については、監査役会規程において総務担当部門があたることとしているため、現在専属の使用人は配置していない。

(7) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役に対して職務の執行、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、経営の決議に関する事項について、取締役会および常務会等で監査役出席の下、審議、報告を行う体制としている。

監査役会規程において監査役は、必要に応じ監査役会において会計監査人または取締役もしくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査役会において調査の要否を検討する。

- ① 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
- ② 取締役の職務遂行に関する不正行為
- ③ 取締役の法令、定款に違反する重大な事実

また、財務報告の信頼性確保のため資産の保全にあっては、相互チェック可能な形で正当な手続きと承認の下に行われるものとし、財務諸表作成にあっては、準拠すべき法令、企業会計原則など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に留意して行われることとなっている。財務諸表の適正性については、ITを活用した検証が可能となっており、企画管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を担保している。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、必要に応じ分担して当社と関連会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行っている。

監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の順守および業務執行状況、経営の透明性の保持状況、適時開示状況、諸リスクに対する内部統制状況、資産の保全管理状況、関連会社への指導状況、連結経営状況などの把握のため重要会議に出席している。そのほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取および意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会いおよび監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の状況や企業体質の強化ならびに今後の事業展開等を勘案しながら内部留保にも意を用いるとともに、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としてまいりました。

現段階において、経営責任の明確化と経営の透明性を確保するためにも株主総会において、剰余金の配当等の決議を諮ることが適切であると考えておりますので、当社は、定款に会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりません。

これからも株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
流動資産	百万円 45,059	流動負債	百万円 73,417
現金及び預金	1,422	支払手形及び買掛金	16,884
受取手形及び売掛金	26,773	短期借入金	45,782
有価証券	36	社債(一年以内償還)	2,000
たな卸資産	13,407	未払法人税等	187
その他の	3,443	賞与引当金	704
貸倒引当金	△ 23	その他の	7,858
固定資産	101,998	固定負債	22,500
(有形固定資産)	(91,613)	社債	4,000
建物及び構築物	21,308	長期借入金	11,924
機械装置及び運搬具	60,446	退職給付引当金	5,975
土地	7,901	長期未払金	123
建設仮勘定	1,166	その他の	476
その他の	790	負債合計	95,917
(無形固定資産)	(273)		
ソフトウェア	205	純資産の部	
その他の	67		
(投資その他の資産)	(10,111)	資本金	百万円 17,259
投資有価証券	6,829	資本剰余金	14,654
その他の	3,421	利益剰余金	18,579
貸倒引当金	△ 139	自己株式	△ 32
		株主資本合計	50,460
		その他有価証券評価差額金	795
		繰延ヘッジ損益	△ 160
		評価・換算差額等合計	635
		少數株主持分	44
資産合計	147,058	純資産合計	51,141
		負債純資産合計	147,058

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

科 目	金 額
売 上 高	113,325
売 上 原 価	90,628
売 上 総 利 益	22,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,326
営 業 利 益	3,371
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8
受 取 配 当 金	135
雜 収 入	467
営 業 外 費 用	611
支 払 利 息	843
雜 損 失	317
經 常 利 益	1,161
特 別 利 益	2,821
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	83
事業整理損失引当金戻入額	231
そ の 他	22
特 別 損 失	337
特 別 退 職 金	254
固 定 資 産 除 却 損	501
投 資 有 價 証 券 評 價 損	155
災 害 損 失	82
環境安全対策引当金繰入額	19
貸 倒 損 失	9
そ の 他	20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	300
法 人 税 等 調 整 額	519
少 数 株 主 利 益	40
当 期 純 利 益	860
	1,254

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			少 数 株 持 主 分	純資產 合 計
	資本金	資本 剩余额	利 益 剩余额	自 己 株 式	株 資 本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	評価・換 算差額等 合 計		
平成19年3 月31日残高	17,259	14,654	17,890	△ 27	49,777	1,719	—	1,719	310	51,807
当期中の 変動額										
剩余金の 配 当			△ 699		△ 699			—		△ 699
当 期 純 利 益			1,254		1,254			—		1,254
自己株式 の 取 得				△ 5	△ 5			—		△ 5
連結範囲 の 変 動			133		133			—		133
株主資本以 外の項目の 当期中の変 動額(純額)					—	△ 923	△ 160	△1,083	△ 265	△1,349
当期中の 変動額合計	—	—	688	△ 5	683	△ 923	△ 160	△1,083	△ 265	△ 665
平成20年3 月31日残高	17,259	14,654	18,579	△ 32	50,460	795	△ 160	635	44	51,141

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

注記表（連結）

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……11社

主要な連結子会社の名称

…………中越パッケージ株、(株)文運堂、三善製紙株

主要な非連結子会社の名称

…………中央紙工株

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社等の名称

中央紙工株

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(2) 重要な固定資産の償却方法

①有形固定資産

減価償却は以下の方法を採用しております。

当社

本社……………定率法

川内・高岡工場……………定額法

連結子会社……主として定率法

(ただし、当社の本社及び連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④環境安全対策引当金（固定負債「その他」）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解（注14））を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段 …… 為替予約及び通貨オプション

ヘッジ対象 …… 原材料輸入による外貨建予定取引

b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金

③ヘッジ方針

為替予約及び通貨オプションは、原材料の輸入による為替変動リスクをヘッジするために使用し、金利スワップは借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用し

ております。

なお、実需の範囲内で為替予約等を、また、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約及び通貨オプションについて、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。

金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん又は負ののれんの償却に関する事項

のれん又は負ののれんは、5年間の均等償却を行っております。但し、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ75百万円減少しております。

(追加情報)

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ497百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	11,836百万円	左記に対応する債務	
機械装置及び運搬具	15,751	短期借入金	3,732百万円
土地	3,282	長期借入金	3,538
その他（工具器具備品）	6	合 計	7,270
合 計	30,877		

2. 有形固定資産の減価償却累計額

201,011百万円

3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発㈱	250百万円
従業員（住宅融資）	74
合 計	324

なお、日伯紙パルプ資源開発㈱に対する保証債務は、連帯保証債務であり、他社負担額を含めた総額は、29,466百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式総数

普通株式 116,654,883株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年 6月28日	普通株式	349,645,137円	3円00銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日
平成19年 10月25日	普通株式	349,683,303円	3円00銭	平成19年 9月30日	平成19年 12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年 6月26日	普通株式	349,578,174円	利益剰余金	3円00銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 438円50銭
2. 1株当たり当期純利益 10円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

退職給付制度

当社は、企業の安定経営と人事評定を合理的な形で退職金制度に連動させることを目的として、従業員退職金制度の改定を行い、所轄官庁の認可を受けました。

この制度の改定は、平成20年4月1日に適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行とポイント制退職一時金の導入を主な内容としており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用する予定であります。

貸借対照表（平成20年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
		百万円	百万円
流動資産	38,523	流動負債	67,100
現金及び預金	925	手形支払	2,692
受取手形	2,458	短期借入金	9,740
売有資産	19,734	短期社債(1年以内償還)	35,359
原仕立貯立前	26	長期借入金(1年以内返済)	2,000
繰返短延定期	6,545	未払法人税	8,734
貯木品	3,255	未払消費税	1,584
工事用具	605	未払手形	66
資材	1,412	未払法人手形	246
掛置	33	未払消費手形	4,785
庫	173	未支払引当手形	369
未賞設備	133	未支払引当手形	1,194
その他の流动資産	861	未支払引当手形	326
その他の流动資産	1,416	未支払引当手形	19,870
その他の流动資産	859	未支払引当手形	4,000
その他の流动資産	84	未支払引当手形	11,526
△ 4	△ 4	未支払引当手形	49
△ 96,647	(86,702)	未支払引当手形	19
△ 15,529	△ 15,529	未支払引当手形	4,267
△ 4,211	△ 4,211	未支払引当手形	7
△ 58,890	△ 58,890	未支払引当手形	
△ 4	△ 4	未支払引当手形	
△ 510	△ 510	未支払引当手形	
△ 6,189	△ 6,189	未支払引当手形	
△ 1,130	△ 1,130	未支払引当手形	
△ 235	△ 235	未支払引当手形	
(△ 190)	(△ 190)	未支払引当手形	
△ 159	△ 159	未支払引当手形	
△ 30	△ 30	未支払引当手形	
(△ 9,754)	(△ 9,754)	未支払引当手形	
△ 6,218	△ 6,218	未支払引当手形	
△ 641	△ 641	未支払引当手形	
△ 831	△ 831	未支払引当手形	
△ 1	△ 1	未支払引当手形	
△ 119	△ 119	未支払引当手形	
△ 1,184	△ 1,184	未支払引当手形	
△ 849	△ 849	未支払引当手形	
△ 91	△ 91	未支払引当手形	
△ 135,171	△ 135,171	未支払引当手形	
資産合計	135,171	負債純資産合計	135,171

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

科 目	金 額	
売 上 高		百万円
売 上 原 価	96,348	
売 上 総 利 益	76,966	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,381	
當 業 利 益	16,903	
當 業 外 収 益	2,477	
受 取 利 息		
受 取 配 当 金	35	
雜 収 入	235	
雜 収 入	332	603
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	800	
雜 損 失	302	1,102
經 常 利 益		1,978
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	365	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	82	
そ の 他	0	447
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	479	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	146	
災 害 損 失	82	
特 別 退 職 金	66	
環 境 安 全 対 策 引 当 金 繰 入 額	7	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	6	
そ の 他	2	790
税 引 前 当 期 純 利 益		1,635
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	17	
法 人 税 等 調 整 額	537	554
当 期 純 利 益		1,080

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
平成19年3月31日残高	17,259	14,370	2	14,372	1,254	14,403	15,657
当期中の変動額							
特別償却準備金の取崩				—		—	—
海外投資等損失準備金の積立				—		—	—
海外投資等損失準備金の取崩				—		—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				—		—	—
別途積立金の取崩				—		—	—
剰余金の配当				—		△ 699	△ 699
当期純利益				—		1,080	1,080
自己株式の取得				—		—	—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				—		—	—
当期中の変動額合計	—	—	—	—	—	381	381
平成20年3月31日残高	17,259	14,370	2	14,372	1,254	14,785	16,039

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
平成19年3月31日残高	△ 27	47,262	1,545	—	1,545	48,808
当期中の変動額						
特別償却準備金の取崩		—			—	—
海外投資等損失準備金の積立		—			—	—
海外投資等損失準備金の取崩		—			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
別途積立金の取崩		—			—	—
剰余金の配当		△ 699			—	△ 699
当期純利益		1,080			—	1,080
自己株式の取得	△ 5	△ 5			—	△ 5
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		—	△ 823	△ 160	△ 983	△ 983
当期中の変動額合計	△ 5	376	△ 823	△ 160	△ 983	△ 607
平成20年3月31日残高	△ 32	47,639	721	△ 160	561	48,200

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(その他利益剰余金の内訳)

(単位：百万円)

	その他利益剰余金					
	特別償却準備金	海外投資等損失準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	131	31	65	14,300	△ 125	14,403
当期中の変動額						
特別償却準備金の取崩	△ 105				105	—
海外投資等損失準備金の積立		6			△ 6	—
海外投資等損失準備金の取崩		△ 9			9	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△ 0		0	—
別途積立金の取崩				△2,000	2,000	—
剰余金の配当					△ 699	△ 699
当期純利益					1,080	1,080
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)						—
当期中の変動額合計	△ 105	△ 2	△ 0	△2,000	2,491	381
平成20年3月31日残高	25	29	64	12,300	2,365	14,785

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

注記表（個別）

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有 債 証 券………①子会社株式及び関連会社株式
 移動平均法による原価法
 ②その他有価証券
 ・時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ・時価のないもの
 移動平均法による原価法
- た な 卸 資 産……… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の償却方法

- 有形固定資産……… 本社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。）
 川内工場・高岡工場は定額法
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物 10～50年 機械及び装置 4～15年
- 無形固定資産……… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- 長期前払費用……… 定額法

3. 引当金の計上基準

- 貸 倒 引 当 金……… 売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞 与 引 当 金……… 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
- 環境安全対策引当金……… 「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解(注14)）を適用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段 …… 為替予約及び通貨オプション
ヘッジ対象 …… 原材料輸入による外貨建予定取引
 - b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ
ヘッジ対象 …… 借入金
- (3) ヘッジ方針
- 為替予約及び通貨オプションは、原材料の輸入による為替変動リスクをヘッジするために使用し、金利スワップは借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用しております。
- なお、実需の範囲内で為替予約等を、また、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
- 為替予約及び通貨オプションについて、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。
- 金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

(重要な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ56百万円減少しております。

(追加情報)

平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、従来の方法に比べ、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ428百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	9,263百万円	左記に対応する債務	
構築物	1,569	短期借入金	2,600百万円
機械及び装置	15,165	長期借入金	2,480
土地	2,086	合計	5,080
合計	28,085		

2. 有形固定資産の減価償却累計額

186,340百万円

3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発株	250百万円
従業員（住宅融資）	74
合計	324

なお、日伯紙パルプ資源開発株に対する保証債務は、連帯保証債務であり、他社負担額を含めた総額は、29,466百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務		
短期金銭債権		4,034百万円
長期金銭債権		892
短期金銭債務		4,619
(損益計算書に関する注記)		
関係会社との営業取引 売上高		5,331百万円
仕入高		17,292
関係会社との営業取引以外の取引高		1,665
(株主資本等変動計算書に関する注記)		
当期末の自己株式の種類及び株数		普通株式 128,825株
(税効果会計に関する注記)		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金		147百万円
繰越欠損金		520
繰延ヘッジ損益		106
その他		87
繰延税金資産合計		861
繰延税金資産の純額		861
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金		1,707百万円
長期未払金		19
土地売却益修正損		572
投資有価証券評価損		242
関係会社株式評価損		59
減損損失		76
ゴルフ会員権評価損		51
その他		41
繰延税金資産小計		2,770
評価性引当額		△ 1,037
繰延税金資産合計		1,732
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		472百万円
特別償却準備金		17
固定資産圧縮積立金		43
その他		14
繰延税金負債合計		548
長期繰延税金資産の純額		1,184

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	平戸 恭一 (日本紙パルプ商事㈱ 代表取締役会長)	—	当社販売先 代表取締役	紙の販売	14,432	売掛金	4,432

(注) 上記取引は、第三者（日本紙パルプ商事㈱）の代表として行った取引であり、当社と関連を有しない取引先と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 413円65銭
 2. 1株当たり当期純利益 9円28銭
- なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(その他の注記)

特別利益

子会社清算益

段ボール原紙等を製造販売しておりました九州板紙㈱が、事業撤退したことにより清算益を見込んでおります。

(重要な後発事象に関する注記)

退職給付制度

当社は、企業の安定経営と人事評定を合理的な形で退職金制度に連動させることを目的として、従業員退職金制度の改定を行い、所轄官庁の認可を受けました。

この制度の改定は、平成20年4月1日に適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行とポイント制退職一時金の導入を主な内容としており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

中越パルプ工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 伊原 美好 
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山崎 清孝 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中越パルプ工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年4月1日付けで適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行とポイント制一時退職金制度の導入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

中越パルプ工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 伊原 美好 
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山崎 清孝 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年4月1日付けで適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行とポイント制一時退職金制度の導入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり当社は、古紙配合の包装表示が事実と異なっているとして、公正取引委員会より排除命令を受けました。監査役会は、当社が社内調査委員会を設置し、上記に関する原因究明と再発防止に努めてきたことを確認しております。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

中越パルプ工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 室谷 照男

監 査 役 今野 昭昌

監 査 役 平戸 恭一

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当事業年度における業績の状況や企業体質の強化ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案しながら内部留保にも意を用いるとともに、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい折から下記のとおりいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式 1株につき 金3円

総額 349,578,174円

期末配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきたいと存じます。

なお、既に1株につき3円の中間配当金をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前事業年度と同額の1株につき6円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の 数
1	原田 正文 (昭和24年2月20日生)	昭和46年4月 王子製紙株式会社入社 平成13年6月 同社飼路工場工場長代理 平成17年2月 当社顧問 平成17年6月 当社常務取締役企画管理部・総務人事部・内部監査室担当 平成19年6月 当社常務取締役企画管理部・総務人事部・原材料部・内部監査室担当（現任）	15,000株
2	竹下 賢二 (昭和19年10月11日生)	昭和42年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役能町工場長 平成16年6月 当社常務取締役能町工場長 平成17年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役営業本部・技術部・千葉事業所担当（現任）	31,000株
3	成毛 康夫 (昭和20年1月19日生)	昭和43年4月 当社入社 平成6年6月 当社営業本部印刷用紙部長 平成13年6月 当社営業本部特殊加工紙部長 平成16年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成17年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成18年6月 当社常務取締役営業本部長（現任）	35,000株
4	村島 和夫 (昭和24年1月4日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 当社本社原材料部原材料担当部長 平成18年6月 当社執行役員原材料部担当部長 平成18年9月 当社執行役員原材料部長（現任） (他の法人等の代表状況) New Zealand Plantation Forest Company Limited 代表 取締役社長	12,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 富山県高岡市丸の内 1 の 40

☎ 0766(23)5000

高岡商工ビル 2 階ホール

交通 西日本旅客鉄道株北陸本線 高岡駅下車

- ① 同駅前より万葉線(株)の電車に乗車
広小路電停下車 徒歩約 1 分
- ② 同駅前バス乗り場 4 番より
加越能鉄道(株)のバス伏木・氷見行に乗車
広小路バス停下車 徒歩約 1 分
- ③ 同駅前よりタクシーに乗車、約 7 分

